

令和6年度から成人用肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者が変わります！

■対象者 初めて肺炎球菌ワクチン（23 価肺炎球菌ワクチン）を接種される方で、①又は②に該当する方

① 65 歳の方

※令和5年度中に65歳になられている方には、5月中に予診票を送付いたします。令和5年度中に届いている予診票は破棄し、新たに届いた予診票を使用してください。

②60歳以上65歳未満の方で、「心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方」及び「ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方」

※対象の方には誕生日の翌月に予診票を送付いたします。

※66歳の誕生日を迎えると全額自己負担となりますので、なるべく早めに接種を済ませましょう！！

■費用 町助成額3,000円 差額は自己負担(生活保護受給者は無料)

■その他 これまでに肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがある方は、今回定期接種として受けることはできません。また、5年以内に再接種を行うと強い副反応があります。過去の接種状況をご確認ください。

※肺炎球菌ワクチン接種対象者の特例（経過措置）（65・70・75・80・85・90・95・100歳が対象）については、令和5年度をもって終了しました。

お問い合わせ 中種子町保健センター ☎27-1133